

松こ福第3・90号  
令和6年10月7日

医療機関等 各位

松本市長 臥雲 義尚  
(公印省略)

福祉医療費給付金制度の改正について (周知)

日頃、本市の福祉医療制度にご理解、ご協力を賜り深くお礼申し上げます。

松本市では、令和7年1月1日から、福祉医療費給付金制度を下記のとおり改正します。制度改正につきましては、市ホームページで周知するほか、該当児童等へ通知文を配布します。

つきましては、医療機関等におかれましても、制度改正についてご確認いただきたく、ご案内申し上げます。

なお、改正に伴いご負担をおかけしますが、福祉医療費給付金制度について、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 改正内容について

現行	改正後 (令和7年1月1日以降)
受給資格者が負担すべき費用は、保険医療機関等又は受給資格者が作成した診療報酬明細書等ごとに500円とする。	受給資格者が負担すべき費用は、保険医療機関等又は受給資格者が作成した診療報酬明細書等ごとに500円とする。ただし、 <u>出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の受給者負担額は0円とする。</u>

2 受給者証について

- (1) 現在、現物の受給者証 (水色) をお持ち方に、新たな受給者証を12月下旬に発送します。(受給者証の見本は裏面のとおりです。)
- (2) 令和7年1月以降、自己負担金の欄が「1レセプトにつき上限500円」と記載された受給者証を提示された場合や、受給者証の提示がなかった場合は、2割又は3割の保険者負担額をご請求いただきますようお願いいたします。  
14頁
- (3) 資格変更 (乳幼児⇄ひとり親等) 後や転出後に使用しているケースが多いため、受診の都度、受給者証の確認をお願いします。

3 掲示用チラシ

別紙のチラシを院内の待合室等に掲示していただくようお願い申し上げます。

※掲示期間：令和7年1月中旬ころまで。

#### 4 その他

- (1) 償還払いの受給者証(緑)をお持ちの方については、制度内容の変更はありません。
- (2) 園や学校等の管理下での事故によるけがや疾病(異物の嚥下等)に関する受診で、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に該当する場合は、福祉医療費給付金制度の利用はしないようお願いいたします。やむを得ず利用する場合は、医療等の状況(別紙3)の右下へ下記のとおりご記入ください。

【お願い】上記証明において公費負担医療制度の利用状況について下欄の記入にご協力ください。(※該当する項目に☑をつけてください。)		
①記入者*	②公費負担医療制度*	☑乳幼児 ☐ひとり親 ☐子ども医療助成 ☐障害者総合支援法* ☐その他 (利用している制度を記入)
☐保護者 ☐学校(園) ☐放課後 ☑医療機関	☐利用なし(記入終了) ☑利用あり(左欄記入)	自己負担額 (「利用あり」の場合に記入)
		0 円

自己負担額の欄へ『0円』と記入。  
 ※ただし食事療養費がある場合は1/2の額を記入してください。  
 (例) 1食の場合(課税世帯) → 245円

改正前

改正後

現物	子	福祉医療費受給者証	
公費負担者番号	8	3	2 0 0 0 2 2
受給者番号			
受給者住所			
氏名			
生年月日			
自己負担金	入院	1レセプトにつき上限500円	
	通院	1レセプトにつき上限500円	
	保険調剤	1レセプトにつき上限500円	
	訪問看護療養費	1レセプトにつき上限500円	
	柔道整復師療養費	1レセプトにつき上限500円	
	入院時食事療養費	2割の1助成	
摘要	※鍼灸院は取扱いの対象ではありません。		
有効期間	年( 〇 ) 月 日 から	年( 〇 ) 月 日 まで	
長野県松本市市長			
交付年月日	年 月 日		

現物	子	福祉医療費受給者証	
公費負担者番号	8	3	2 0 0 0 2 2
受給者番号			
受給者住所			
氏名			
生年月日			
自己負担金	入院	自己負担額0円	
	通院	自己負担額0円	
	保険調剤	自己負担額0円	
	訪問看護療養費	自己負担額0円	
	柔道整復師療養費	自己負担額0円	
	入院時食事療養費	2割の1助成	
摘要	※鍼灸院は取扱いの対象ではありません。		
有効期間	年( 〇 ) 月 日 から	年( 〇 ) 月 日 まで	
長野県松本市市長			
交付年月日	年 月 日		

松本市役所こども部こども福祉課(東庁舎1F)  
 担当 給付担当  
 メール kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp  
 電話 0263-33-9855(直通)

松本市から市民の皆様へ  
福祉医療に関するお知らせ

令和7年1月1日 受診分より

18歳年度末までの

こども医療費

無償化スタート!



※水色の受給者証をお持ちの方の  
保険適用診療分が対象です

【お願いと注意事項】

- ☆新しい受給者証は、令和7年1月1日までに、松本市登録の住所へ送付します。
- ☆1月1日以降の受診では、旧受給者証の使用はできません。
- ☆受診時には、福祉医療費受給者証を必ず毎回ご提示ください。
- ☆福祉医療費受給者証をお持ちでない方は、申請が必要です。

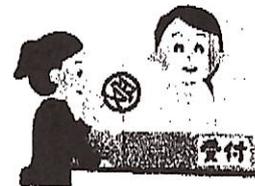
ご不明な点は、  
下記へお問い合わせください。



申請はこちら



ここ見て!



【問い合わせ先】

松本市こども福祉課 給付担当 電話 0263-33-9855 (直通)  
メールアドレス: kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp